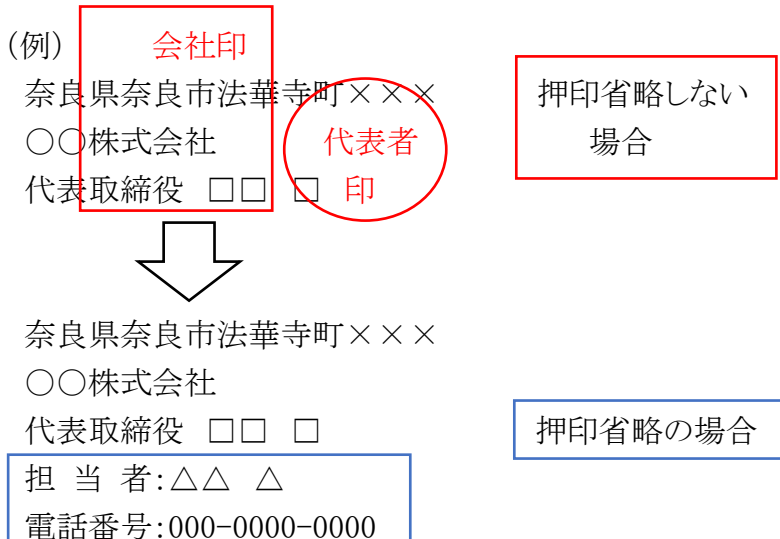


一部の提出書類における押印省略について

契約に係る提出書類の一部において、会社印等の押印の省略が可能です。
なお、押印省略は任意となるため、以下の要領をご確認の上、判断していただくようお願い致します。

1. 押印省略の対象及び要領は表のとおり。

表

提出書類の対象	押印を省略する場合の要領
請書 入札書 委任状 見積書 市価調査表 納品書 請求書	(継続的な取引関係にある事業者様) 提出書類に代表者及び提出担当者の氏名、連絡先を記載していること。なお、必要に応じて電話等により書面内容の確認を行う場合があります。
	(新規に取引関係に入る事業者様) 上記に加え、本人確認情報として身分証明書(運転免許証等)の提示して頂く場合があります。 (例)  奈良県奈良市法華寺町××× 〇〇株式会社 代表取締役 □□ □ 奈良県奈良市法華寺町××× 〇〇株式会社 代表取締役 □□ □ 担当者:△△ △ 電話番号:000-0000-0000

2. 割印はすべての書類について、省略が可能です。
3. 押印省略時は収入印紙の消印を署名にてお願いします。
4. 押印省略時は捨印による訂正処置によらず、再提出が必要となります。